

「森永奉仕会 総合研究奨励金」内規（専門学会対象）

（目 的）

- 第 1 条 森永奉仕会（以下、当法人という）定款第 4 条第 1 項第 1 号に基づく、共同研究グループに対する奨励金は、「森永奉仕会総合研究奨励金（以下、総合研究奨励金という）」と称し、その審査方法その他については、この内規の定めるところによる。

（助成対象）

- 第 2 条 総合研究奨励金は、各専門学会から推薦され、定款第 3 条の目的に適い、重要と認められる調査・研究課題に対して共同研究グループを対象に助成する。

（助成金額）

- 第 3 条 総合研究奨励金の助成金額は、第 6 条第 3 項で定める方法により、毎年当法人理事会（以下、理事会という）で基準額を決定し算出する。

（募 集）

- 第 4 条 総合研究奨励金の募集要領は、毎年理事会で決し、関係専門学会に通知するとともに、募集および次条の学会推薦を依頼する。

（申請手続）

- 第 5 条 総合研究奨励金の助成を求める調査・研究機関または研究者は、本法人所定の申請書に必要事項記入の上、調査・研究機関の代表責任者の推薦を受けて、所属学会に提出する。
- 2 総合研究奨励金への申請は、本法人の目的に関連した調査・研究機関の代表責任者の推薦あるものに限り、自薦は認めない。
- 3 調査・研究機関の代表責任者とは、大学にあっては、申請者が所属する組織の教授をいう。教授が申請者の場合は、学部長（単科大学の場合は学長）とする。その他の機関にあっては、申請者が所属する機関の部門長とする。部門長が申請者の場合は、その機関の長とする。
- 4 各専門学会から提出される申請書は本法人理事長（以下、理事長という）宛てとし、毎年 12 月末日までに提出するものとする。

(審 査)

第 6 条 専門学会より推薦・提出された総合研究奨励金申請研究課題は、次の評価項目について、本法人の担当理事・担当評議員（以下、担当審査委員という）による「適・不適」判定を経て、理事会で採否を決定する。

【評価項目】

- ① 森永奉仕会（定款第 3 条）の目的に対して、有用であると考えられる研究であるか
 - ② 人権擁護、動物福祉への配慮が適切に行われているか
 - ③ 法令、規定、社会的規範に反していないか
- 2 担当審査委員は、「適」判定した総合研究奨励金申請研究課題に対し、次の評価項目の観点から、ABC の 3 段階で評価する。

【評価項目】

- (1) 専門的・学問的観点からの評価
 - ① 公衆衛生分野等における研究の発展性、および研究成果が公衆衛生分野等の振興・発展に役立つか。
 - ② 研究内容は独創性・新規性を有しているか。
 - ③ 研究目標の実効性・効率性および研究期間内での目標が明確であるか。
 - ④ 研究者の資質、施設の設備などの観点から遂行可能な研究であるか。
 - (2) 森永奉仕会としての観点からの評価
 - ① 社会的観点からの研究の意義（研究成果が直接的および／あるいは間接的に活用される可能性、また、研究成果の間接的な波及効果など期待できるか）。
 - ② 社会的・経済的効率が低い研究であるか。
 - (3) 効率的・効果的な研究としての観点からの評価
 - ① 研究は効率的・効果的に計画され、実施される見込みがあるか。
- 3 総合研究奨励金の助成金額は、毎年理事会で決定する基準額から次の判定基準により算出する。

【判定基準】

- | | |
|------------|-----------|
| ・すべて A 評価： | 基準額 |
| ・A 評価半数以上： | 基準額の 80 % |
| ・A 評価半数未満： | 基準額の 60 % |
| ・A 評価なし： | 基準額の 50 % |
| ・C 評価あり： | 基準額の 40 % |

(交 付)

第 7 条 総合研究奨励金の使用期間は、原則として交付日から 1 ケ年とする。

但し、状況により使用期間を3ケ年までとすることができる。

- 2 継続して研究助成を求めるときも、第5条第1項による申請書を提出しなければならない。
- 3 研究助成を求める申請書の提出は、推薦される専門学会が異なった場合でも、同一人で生涯3回までとする。

(報告義務)

- 第8条 総合研究奨励金の助成を受けた調査・研究機関または研究者は、助成を受けた翌年度の9月末日までに、理事長宛てに報告書を提出しなければならない。
- 2 継続申請者の場合は、前年度までの調査・研究の結果、若しくは経過に関する報告書を前項に準じ、申請書とともに提出しなければならない。
 - 3 本条第1項、第2項に関する報告書は、調査・研究機関の代表責任者及び所属学会を経由して本法人に提出するものとする。
 - 4 本条第1項の提出期限の9月末までに報告書の提出がない場合、翌年度は当該調査・研究機関からの研究奨励金申請は認めないこととする。但し、第10条に基づき理事長宛て書面にて、報告書の提出ができない理由について報告し、本法人の承認を得た場合は除く。

(その他)

- 第9条 総合研究奨励金の助成を受けて行われた調査・研究の結果を文書により公表する場合は、本法人より研究奨励金を受けた旨明記しなければならない。
- 第10条 総合研究奨励金の助成の対象となっている調査・研究に関し、重要な変更をしようとするときは、助成対象者は、調査・研究機関の代表責任者及び所属学会を経由して、その旨を理事長宛て書面にて報告し、本法人の承認を得なければならない。
- 第11条 総合研究奨励金の助成の対象となっている調査・研究を中止した場合は、助成金を本法人に返還しなければならない。